

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(準耐火建築物とすることができる特別養護老人ホーム等の要件)

第1条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号。以下「条例」という。）第8条第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長と協議の上、条例第24条第1項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）に規定する計画（次号において単に「計画」という。）に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおいて、条例第24条第2項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）に規定する訓練を、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 当該特別養護老人ホームの建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおいて非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 当該特別養護老人ホームの建物が避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により入所者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該特別養護老人ホームにおいて避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

(感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

第2条 条例第25条第2項第4号（条例第42条、第48条、第52条及び条例附則第23項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に定める手順とする。

(準耐火建築物とすることができるユニット型特別養護老人ホーム等の要件)

第3条 第1条第1項の規定は、条例第34条第1項第2号に規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号中「第24条第1項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第42条又は附則第23項において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号中「第24条第2項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第42条又は附則第23項において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。

2 第1条第2項の規定は、条例第34条第2項に規定する規則で定める要件について準用する。

(準耐火建築物とすることができる地域密着型特別養護老人ホームの要件)

第4条 第1条第1項の規定は、条例第45条第1項第2号に規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号中「第24条第1項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第48条において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号中「第24条第2項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第48条において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。

2 第1条第2項の規定は、条例第45条第2項に規定する規則で定める要件について準用

する。

(準耐火建築物とすることができるユニット型地域密着型特別養護老人ホームの要件)

第5条 第1条第1項の規定は、条例第50条第1項第2号に規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号中「第24条第1項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第52条において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号中「第24条第2項（条例附則第23項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第52条において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。

2 第1条第2項の規定は、条例第50条第2項に規定する規則で定める要件について準用する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 条例附則第6項の規則で定める日は、平成27年3月31日とする。